

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(全ての入国者に対するPCR事前検査証明提出と入国時の検査)

2021年1月8日
在ギリシャ日本国大使館

日本政府は、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言を発出するのにもない、同宣言が解除されるまでの間、日本人を含む全ての入国者に対して

- ・ 出国前72時間以内の事前PCR検査（陰性）証明の提出を求める
- ・ 入国時の検査を実施する

との新たな水際措置を発表しました。

事前PCR検査については、航空機出発前72時間以内に検体が採取されていることが必要とされます。また、その他の要件に関しては下記、検査証明フォーマットの記載事項をご参照ください。

■開始時期

新たな水際措置は1月9日午前0時（日本時間）から開始されますが、出国前検査証明の提出については、1月13日午前0時（日本時間）以降に入国する場合に求められることとなります。

■検査証明を提出できない場合

同検査証明を提出できない場合には、検疫所長が指定する場所での待機を求められ、入国後3日目に再検査が行われます。同再検査で陰性だった場合には位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報記録）について誓約を求められた上で、同待機場所を退出することになります（事前検査結果を提出した場合と同様、入国から14日間については自宅等での待機を求められることとなります）。

■検査証明フォーマット

検査証明に関しては、原則として所定のフォーマットを使用することとされており、以下の要件があります。

1 所定のフォーマットを使用する場合

現地医療機関が所定のフォーマットに必要事項を記入し、医師が署名又は押印することが必要です。

※下記外務省HPのリンクに、所定フォーマットのファイル（Word）のリンクが添付されていますので、ご利用ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

2 任意のフォーマットを使用する場合

所定フォーマットと同様の内容が記載されていることが必要とされます。

- (1) 人定事項（氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別）
- (2) 検査証明内容（検査手法（所定のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に限られる）、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）
- (3) 医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））の全項目が英語で記載されたものに限られる）

■水際措置の詳細

当該水際措置の詳細については、下記のリンク（外務省 HP）をご参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C006.html

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp